

令和七年第二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年一月二十八日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第二回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

本日、澁澤委員はオンラインで参加しております。なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していませんことを申し添えます。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が二十件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第一号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第一号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 それでは、議案第一号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例）について御説明を申し上げます。

本件は、世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例を令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容は、令和四年八月に策定した区立幼稚園集約化等計画に基づく認定こども園、世田谷区立多聞幼稚園での三年保育の開始に伴い、世田谷区立認定

こども園保育料条例について、対象年齢を変更するものでございます。

なお、認定こども園、多聞幼稚園では、幼稚園枠と保育園枠の園児を受け入れておりますが、保育園枠につきましては、連携園の三宿の杜なごみ保育園で三歳まで保育を修了した園児が四歳児クラスに入園するため、今回、対象年齢を変更するのは幼稚園枠のみになります。

改正箇所ですが、資料右肩に記載の六ページ目、新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右が改正前となります。第二条第一項第二号について、「四歳」から「法第十九条第一号に該当する者」——こちらが幼稚園枠でございますが、これにあつては「三歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から小学校就学の始期に達するまでの者を、同条第二号に該当する者」——こちらが保育園枠でございますけれども、それにあつては四歳というふうに変更いたします。

なお、本条例は令和七年四月一日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第一号につきまして採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質問につきまして御報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。まず、一ページの1、議会日程等でございます。令和六年第四回区議会定例会でございますが、代表質問は十一月二十六日から二十七日、一般質問は十一月二十七日から二十八日にかけて行われました。全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で閲覧が可能となります。参考までに、第四回区議会定例会における教育領域の主な質問、答弁の要旨を次の二ページから五ページの別紙にまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程につきまして御説明させていただきます。

それぞれの日程につきましては、資料記載のとおりとなっております。式典の参加者につきましては、一律の制限は設けず、地域等の来賓は参加可能といたします。ただし、来賓の紹介は簡略化するなど、園児や児童・生徒の活動を最優先といたします。なお、教育長や教育委員の皆様のご参加につきまして改めて調整をさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)から(11)は議会の委任による専決処分報告ですが、このうち(3)から(10)の八件は、令和六年第二十二回教育委員会定例会にて報告のあった関連する事案になりますので、理事者より一括して説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 私からは、議会の委任による専決処分の報告（保健用消耗品の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について御報告いたします。

まず、1、主旨でございます。本件は、令和六年十二月二十四日開催の教育委員会において、区立学校における会計事故の発生について御報告させていただいた中の学校健康推進課予算分の事案について、このたび相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分を行いましたので、御報告させていただくものです。

次に、2、事故の概要ですが、学校において購入した代金について、学校事務職員が支払いを怠り、未払い状態が続いていましたが、その後、支払い期日を過ぎて相手方へ支払いを行っております。

次に、3、相手方への損害賠償額及び4、専決処分日は、それぞれ記載のとおりです。

私からの報告は以上でございます。

○高野教育環境課長 私からは、教育環境課予算分の事案、(4)のワックスがけ、(5)のカーテン設置、(6)のスピーカー修繕までの三件について御報告をいたします。

まず、主旨でございます。本件につきましても、令和六年十二月二十四日開催の教育委員会において御報告させていただいた区立学校における会計事故のうち、教育環境課予算分の事案であり、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、御報告させていただくものでございます。

次に、2の事故の概要ですが、いずれも学校において、教育環境課予算で作業を完了した代金について学校事務職員が支払いを怠り、未払い状態が続いておりますが、支払い期日を過ぎて相手方へ支払いを行ったというものでございます。

3の相手方への損害賠償額及び4の専決処分日は、それぞれ記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○近藤学務課長 私からは、学務課予算分の事案、(7)から(10)までの四件について報告させていただきます。

主旨でございますが、こちらの四件につきましても、令和六年十二月二十四日開催の教育委員会において御報告させていただいた区立学校における会計事故に係る学務課予算分の事案であり、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、御報告させていただくものです。

事故の概要といたしましては、報告(7)が証明写真の購入代金について、(8)が郵券の購入代金について、(9)が洗濯機ホースの修繕代金について、(10)がポータブルスピーカーの購入代金について、いずれも学校事務職員が代金の支払いを怠り、未払い状態が続いていましたが、支払い期日を過ぎて相手方への支払いを行ったというものです。

相手方への賠償額及び専決処分日につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(11)議会の委任による専決処分への報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 議会の委任による専決処分の報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について御報告をいたします。

1の主旨でございます。区立学校における会計事故の発生について、相手方からの損害遅延金の請求により、地方自治法第百八十条の規定に基づきまして専決処分を行ったので、報告するものでございます。

2の事故の概要でございます。(1)相手方は東京瓦斯株式会社、(2)事故内容でございます。区立学校において令和六年九月分のガス料金三件、合計金額二万一千四百一十円について、事務職員が請求書を受領したまま教育環境課へ回送せず、督促を受けて未払いとなっていることが発覚したものでございます。督促を受けた後に、九月分料金については支払いが完了しておりますが、令和六年十二月分ガス料金に九月分のガス料金の延滞利息百八十五円が合算されて請求されたものでございます。

3の事故発生の際ですが、通常、学校施設のガス料金は口座振替によりまして支払われておりますが、一部改築した学校でガスメーターを新設したことによりまして、ガス料金の請求書が別途学校に届いております。学校事務職員が既存のガスメーター分と併せて口座振替分で支払われているものと誤認をいたしました未払いとなったものでございます。

4の事後の対応ですが、十二月ガス料金を支払い期日内に支払うとともに、

九月分の延滞利息についても専決処分後、速やかに支払っております。

5の事故発生の原因ですが、学校では、ガス料金については口座振替により支払いがされているので、新規分についても手続の必要がないと思ひ込んでいた。このため、九月分の請求書についてはガス使用量の通知と誤認をしたというところでございます。

6の今後の再発防止ですが、施設営繕担当部から学校への引渡し説明の際に、ガスメーターを新設した際の料金は振込用紙による支払いになるということとを学校に周知するとともに、教育環境課に対しても情報提供を依頼し、当該校から払込書の回送がない場合は確認することを徹底してまいります。

延滞利息となります相手方への賠償額及び専決処分日は、記載のとおりでございます。

報告については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(12)世田谷区立玉川台区民センターの改修工事に伴う玉川台図書館の業務縮小について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 私からは、世田谷区立玉川台区民センターの改修工事に伴う休館等について、世田谷区立玉川台図書館の部分を中心に御報告いたします。

本件は、区民生活常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会の併せ報告ともなっております。

初めに、1、主旨といたしましては、玉川台区民センターは、記載のとおり、

起工から五十年以上が経過し、建物が老朽化していることから、施設の機能を確保し、安定的な運営を実施するため、補修・改修工事を実施するものとなります。併設しております玉川台児童館及び玉川台図書館においても工事を実施いたします。

2の施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

3の主な改修工事内容ですが、外壁及び外部建具の改修、エレベーター及び電気設備改修、照明LED化、トイレ改修などとなります。

4の工事期間につきましては、令和七年九月一日から令和八年三月末までの七か月間を予定しております。

5の工事の概算費用は約二億八千六百万円でございます。

工事に伴い、工事期間中、玉川台図書館は施設一階でカウンター業務を行います。玉川台区民センターは休館いたします。玉川台児童館は施設の使用はできませんが、一部の事業を近隣施設等で実施してまいります。

周知方法につきましては、記載のとおり、「区のおしらせ せたがや」、ホームページ等で周知してまいります。

私からは以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(13)図書館資料のカードレス貸出について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、図書館資料のカードレス貸出について御説明いたします。

1の主旨ですが、現在使用している図書館の共通利用カードに加え、簡易な操作により、スマートフォンによる共通利用カードのバーコード表示を行うことでカードレス貸出しができるようになります。

2の開始時期ですが、令和七年三月一日土曜日からとなります。

3、窓口等での利用方法については、二ページ目の利用方法を御覧ください。まず、利用者は①の図書館ホームページでマイライブラリへのログインをいたします。ここはIDとパスワードを使用していただけます。その後、利用者メニュー欄のバーコード表示ボタンを押すと、③の画像のように利用者バーコードが表示されます。表示されたバーコードを窓口で提示いただき、職員がそのバーコードを読み取ることにより共通利用カードと同様の資料の貸出しを行います。

4の区民周知につきましては、二月六日より、図書館ホームページによる周知に加えて、全館、館内へのポスター掲示や区の公式SNSなどを活用して周知を行います。

最後に、5のスケジュールにつきましては記載のとおりです。

なお、バーコード表示につきましては、令和六年一月にシステムの更新作業をした際、図書館システムの標準機能として搭載されたものを活用することから追加費用は生じません。運用開始までお時間をいただきましたが、更新した新システムの運用では、利用者が希望した場合に新たに読書履歴や予約履歴などの新機能を提供させていただいたこと、電子書籍サービスとIDを共通化させていただいたことなど、新たな機能の提供をいたしました。したがって、利用者の混乱が生じないように共通利用カードのバーコード表示の提供を遅らせました。

私からの説明は以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(14)学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン

(案)について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 私からは、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン(案)について御説明をいたします。

一ページ目を御覧ください。十一月に学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン(素案)を策定し、お示しをしておりますが、その後、さらに検討を進めまして、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン(案)を取りまとめましたので、御報告をいたします。

2のプラン案の内容につきましては、二ページ目以降の学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン(案)を基に素案からの変更点などを中心に御説明いたします。

右上の二九ページ目までお進みください。本プランにつきましては計画期間を四年間とし、令和七年度から令和九年度を集中取り組み期間とし、令和十年度に結果と課題を分析し、さらなる改善を図ってまいります。

続いて、三一ページにお進みください。このページ以降でございますが、七つの基本的な考え方に基づき取組みを進めてまいります。この部分については、素案の時点から内容に大きな変更はございません。

続いて、三九ページまでお進みください。教員の一日の各時間帯別の改善のポイントを踏まえて、特に教員の負担感が高い業務について緊急対策プランとして令和七年度から優先的に実施してまいります。緊急対策プランの内容につ

きましては、素案以降に検討が進んだ点を中心に説明をいたします。

四〇ページにお進みください。プランA、モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進です。教科担任制や学校徴収金事務のモデル校を中心に伴走支援校を八校指定し、各校が自発的に働き方改革の取組みを着実に推進していけるよう教育委員会が伴走支援するなど、各校における自律的、自主的な働き方改革の取組みを推進してまいります。

伴走支援校につきましては、小学校は、中里小学校、下北沢小学校、桜丘小学校、世田谷小学校、上北沢小学校の五校を、中学校は、船橋希望中学校、用賀中学校、世田谷中学校の三校を予定しております。

続いて、四一ページにお進みください。プランB、小学校高学年における教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化のための区独自教員の配置です。都の施策と連動し、小学校高学年における教科担任制について、令和七年度は、都の指定校となる予定の下北沢小学校、世田谷小学校、上北沢小学校に加えて、区として小規模校を中里小学校、大規模校として桜丘小学校をモデル校として教科担任制の研究を進めていく予定です。また、小学校のブロックごとに、配置先の学校を固定しない教員について、令和七年度は二ブロックに二名ずつ、合計四名を配置し、新人を含む若手教員の育成と、急な休職や退職など緊急時に対応できる体制を構築してまいります。

四二ページにお進みください。四二ページから四三ページにかけて、プランC、配慮を要する児童・生徒への支援の拡充についてです。インクルーシブ教育支援チームを拡充し、学校支援体制を強化するとともに、特別支援教育コーディネーター業務代替教員等の中学校への配置を行い、校内体制を強化します。また、学校包括支援員をインクルーシブ教育支援員として再編成し、現状の各校一名体制から小学校のみ各校二名体制へと拡充するとともに、さらに小学校一年生への専属としてエデュケーション・アシスタントを全校に新規設置しま

す。エデュケーション・アシスタント及びインクルーシブ教育支援員の配置につきましては、人材派遣も活用しながら、必要な人的支援体制を四月から配置できるように準備を進めております。

続いて、四五ページにお進みください。プランE、学校徴収金事務の負担軽減です。学校、教職員の負担感の高い徴収金事務について、外部サービスを活用した徴収金事務を令和七年度は小学校八校、中里小学校、城山小学校、下北沢小学校、船橋小学校、桜丘小学校、世田谷小学校、上北沢小学校、砧小学校で、中学校は三校、船橋希望中学校、用賀中学校、世田谷中学校の合計、小・中学校合わせて十一校で先行実施し、導入効果を検証するとともに、令和八年度以降、区内全校での本格実施を目指すことで学校徴収金事務の負担軽減を図ってまいりるべく、現在、準備を進めており、一月下旬には業者への説明会や保護者への御案内を行ってまいります。

続いて、四八ページにお進みください。このページ以降は、七つの基本的な考え方に基づく取組みについて、目標、取組み内容、年次計画などをまとめております。緊急対策プラン以外の主な取組みについて御説明をいたします。

四九ページにお進みください。2―2、授業のあり方の見直し（土曜授業・教科日本語等）についてです。振替休業日を設定しない土曜日授業を廃止するとともに、教科「日本語」について、教育課程検討委員会においてその在り方を検討してまいります。

続いて、五二ページにお進みください。2―6、帰国・外国人児童・生徒への対応支援です。日本語が不自由な帰国・外国人児童・外国人児童・生徒が増えている中で、現在、梅丘中学校における帰国・外国人教育相談室が対応している機能を拡充し、他地域でも補習教室等を実施してまいります。

続いて、五三ページ、3―1、部活動の地域連携・地域移行です。こちらについては後ほど御説明があると思いますので、そちらで詳しく説明をいたしま

す。

続いて、五七ページにお進みください。4―5、学校へ送付される周知文書等についての見直しについてですが、学校へ児童・生徒や保護者への周知を目的として送付されてくる配布文書について、区ホームページへの掲載等により文書量を減少させ、学校における仕分け、配布作業の負担を軽減します。

続いて、五九ページにお進みください。4―9、副校長の事務負担軽減についてです。副校長の負担が増加している状況を踏まえて、都の補助事業を活用し、昇任二年目までの副校長在籍校に副校長補佐を配置して、副校長が本来の業務に集中できるように支援を進めてまいりたいと考えております。

六三ページにお進みください。5―2、小学校の朝開門についてです。各小學校で独自にルール化している開門時間から登校時間前の対応について、教員の代わりにシルバー人材センターに業務を委託し、実施する仕組みを構築します。令和七年度はモデル校二校として、京西小学校、松原小学校を選定し、開門時間を七時四十五分とし、各校に在籍する保護者の事情から登校せざるを得ない一年生から六年生を対象に実施します。そして、モデル校での事業実施の検証を行いながら、このスキームでの実施校を順次増やしていき、令和十年udemまでに区内小学校六十一校の開門時間を七時四十五分へ統一することを目指してまいります。

七二ページまでお進みください。本プランの目標として、時間外在校等時間の上限時間数を下回る教員の割合や教員アンケートによる各項目の改善度合いを経年比較し、それをホームページで公表するなど、教育現場の変化を把握することができるよう見える化を図ってまいります。

七六ページにお進みください。七六ページから七七ページにかけましては、本プランの推進体制をお示ししております。自助、公助、共助の概念を踏まえつつ、教育委員会内でプロジェクトチームを組むだけでなく、教育課程検討委

員会を立ち上げ、現場の教育課程に合わせ教育の質を向上させてまいります。

一ページ目のかみ文までお戻りいただきありがとうございます。一ページ目の下の部分、3の今後のスケジュールでございますが、二月の文教常任委員会に案を報告し、三月にプランを策定し、四月より実施してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(15)令和六年度文部科学大臣優秀教職員表彰受賞者の決定について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 令和六年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞者が決定いたしましたので、御報告いたします。

文部科学省では、学校教育における教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員及び教職員組織について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として表彰しております。

今年度は小学校一名、中学校一名の二名が受賞いたしました。小学校は駒繫小学校、井上光子主幹教諭、中学校は、瀬田中学校、山口七絵主幹教諭でございます。それぞれの功績概要は記載のとおりです。

なお、表彰式は令和七年一月十七日金曜日に東京大学・安田講堂にて開催されました。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(16)せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 私から、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会では、令和五年度からせたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定に向けて、庁内関係所管、学校関係者及び外部有識者を交えた作成委員会を教育委員会事務局内に設置し、検討を重ね、八月に素案を取りまとめました。その後、区民意見募集等いただいた意見を踏まえ、作成委員会で検討を行い、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）を取りまとめましたので、御説明するものでございます。

続いて、2、ガイドライン（案）の内容でございます。本ガイドラインは、教員が目の前の子どもたちの状況をどのように捉えればよいかを考え、行動につながるができるようにするためのものとして作成しております。基礎知識や基本理念、教育委員会の基本方針や五つの重点取組み、学校現場における五つの行動コンセプト、それらを教員が実行につなげていくための事例を掲載していくものでございます。

それでは、ガイドライン（案）の内容を本編にて詳しく御説明いたします。まず、全体の構成ですが、四章の構成とし、これを補完するものとして最後に資料編をつけております。

それでは、右上の数字で四ページを御覧ください。はじめにを新たに設け、

世田谷区教育大綱を受けて、世田谷区教育振興基本計画を策定したこと、それに基づいて推進していくことを記載しております。

一〇ページの第二章を御覧ください。基礎知識として、初めにインクルージョンとはということについて説明し、そのようにしていくためにもインクルージブ教育が重要であることについて記載するとともに、インクルージブ教育のこれまでの歴史について、一三ページにあるように、SDGsや日本政府報告に対する総括所見の内容を記載しております。

一四ページを御覧ください。合理的配慮は固定的なものではなく、建設的な対話に基づいて支援の在り方を変更したり、調整したりする柔軟さが大切であること。文部科学省の指針の内容を記載し、学校に過度な負担を課すものであると判断した場合は本人、保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案することを記載いたしました。

一八ページを御覧ください。2の内容について、最初から普通学級か、特別支援学級かという選択肢が提示されることはインクルージブな状況とは言えず、国連の委員会からも選択肢があること自体の差別性を指摘されていることを考えれば、居住する地域の普通学級で教育を受けることを目指していることが伝わるような表現にするべきであるという御意見を踏まえ、一八ページの下から六行目にあるように、居住する学区の学校に行くことを基本とするとしております。

二〇ページを御覧ください。世田谷区がめざすインクルージブ教育の基本理念でございます。まず、区では、様々な個性や背景にかかわらず、全ての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、誰もが自分らしく学校生活を送ることができる教育を推進していくこと。また、大人のこうあるべきという観念を見直し、住み慣れた環境の中で、子どもたち一人一人に応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるような体制づくりや環境整備を進めていく

こと、これらを目指してまいります。

続いて、二一ページを御覧ください。教育委員会では先ほどの基本理念を基にインクルーシブ教育を一歩ずつ進めてまいります。素案では教育委員会の取組みが見えないという御意見を多くいただきましたので、学校が安心してインクルーシブ教育に取り組めるよう教育委員会の重点取組みを新たに記載いたしました。取組み1、保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進、取組み2、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化、取組み3、教職員・支援員等への専門研修の充実、取組み4、各学校に応じた環境整備の推進、取組み5、教育委員会事務局職員の理解促進を記載しております。

二四ページを御覧ください。現場において実践していくコンセプトとして五つ、子どもたちが決める、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や対応の充実、見守り、伴走する、子ども同士のつながりを大切にす、教員の専門性の向上を設定し、これらにキーワードを追加して、後の事例にも同様に記載いたしました。これは行動コンセプトが具体的にどのような場面と結びつくのかを考えるきっかけになるようにするためです。

二七ページの第三章を御覧ください。今、御説明した行動コンセプトの実践ポイントとして事例を記載しております。世田谷区のインクルーシブ教育は、障害だけでなく、その他の多様な背景のある全ての児童・生徒を対象としているということが分かるようにしてほしいという御意見を踏まえ、帰国・外国人児童・生徒、ヤングケアラー、アンコンシャス・バイアスの事例も記載しております。

続いて、三九ページからの第四章を御覧ください。ガイドラインの活用について、対象やチェックリストを記載し、どのように活用していくかを説明しております。

四四ページからは作成委員会の開催概要を掲載し、四六、四七ページには作

成委員会における主な意見も記載いたしました。

五一ページを御覧ください。ここからが資料編となります。資料編では、インクルーシブ教育に関連する区の制度を中心にまとめております。初めに、先ほど説明のあった教育の質を高める働き方改革の推進と学校を支える体制について、五六ページでは特別支援学級等について、教員に現状を正しく理解してもらうために記載しております。ここでは、区の特別支援学級やすまいるルームの現状、交流及び共同学習、副籍制度、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の内容等を説明しており、次ページ以降に、医療的ケア、帰国・外国人児童・生徒、性的マイノリティー、ヤングケアラー、不登校、そして、最後に、子どもの権利を守る仕組みとして、せたホツとについての内容を記載いたしました。

六七ページの資料2―1を御覧ください。区民意見募集では百三件の御意見をいただき、例えばインクルーシブな社会づくりの中でのインクルーシブ教育の位置づけや課題について、また、ガイドラインに盛り込んでほしい内容等についての御意見をいただきました。詳しくは、次のページからの資料2―2を御参照ください。

それでは、一ページに戻っていただき、3、意見聴取についてです。先ほど御説明させていただいた区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、当事者である子どもや保護者へのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して様々な御意見をいただき、案へ反映してまいりました。

続いて、二ページの4、ガイドライン策定時、策定後の取組みでございます。ガイドラインを策定して終わりではなく、いかに現場に浸透させ、実践していくかということが非常に重要であると考えております。まずは三月上旬に校長と特別支援教育コーディネーター、こちらは要配慮児童・生徒への支援について考える校内委員会を運営する役割を果たしている教員になります。こち

らへの説明会を予定しております。内容は記載のとおりです。支援員に対しても四月以降、研修を実施する予定でございます。そのほか、福祉の専門家等による職種や職層に合わせた研修を検討しております。ガイドラインの送付につきましては、電子データのチームズへの投稿とともに、全小・中学校教員に冊子を送付する予定でございます。

最後に、5、今後のスケジュールにつきましては、二月の常任委員会で案を御報告させていただき、また、関係団体への説明や障害者施策推進協議会への報告を経て三月に策定する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(17)世田谷区立中学校部活動地域移行の方針(案)について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、世田谷区立中学校部活動地域移行の方針(案)について御報告いたします。

九月に素案、さらに検証を加えまして、このたび、令和七年度から令和十年度までの世田谷区立中学校部活動地域移行の方針(案)をまとめましたので、御報告いたします。

方針(案)の右上五ページを御覧ください。2、世田谷区立中学校部活動地域移行の方針(案)として、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会による報告書及び学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン(案)から、部活動について、以下の五つの方針を基に部活動及び

地域クラブ活動を進めていくものとします。

方針（案）としまして、(1)部活動及び地域クラブ活動（部活動に代わる活動）は生徒にとって新たな価値をもたらすことから、今後とも生徒が希望する活動はできるものとする。(2)、部活動の地域連携を基本として体制を構築し、部活動ガイドラインを遵守して行う。(3)、指導を希望する教員及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。(4)、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。(5)、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていくという方針で進めていきたいと考えております。

次に、六ページを御覧ください。地域移行のパターンです。部員数の多い、少ない、顧問を希望する教員の有無で四つのパターンに分類しております。パターン一は、現在の部活動に負担軽減を図るもの。パターン二は、教員を管理顧問とし、部活動運営を支援員に任せるもの。パターン三は、合同部活動とするもの。パターン四は、地域クラブへの移行としております。世田谷区では地域連携を基本とすることから、おおむねパターン一と二が主流となります。

さらに七ページでは、パターン一から四の詳細について記載しております。このパターン別での部活動運営を見据え、第一段階として、令和七年度は中学校一校をモデル校として、玉川中学校の部活動運営を世田谷区スポーツ振興財団が行い、第二段階として、令和九年度までに全校の部活動運営を新たな運営方法に変えていき、第三段階として、特にパターン二及びパターン四の運営が適切にできるよう各関係団体との関係づくりや調整を行い、その後の取組みにつなげてまいります。また、土曜、日曜に部活動を実施する場合は、部活動支援員（監督）の指導の下、部活動支援員（指導員）が技術指導をする活動を原則とします。さらに、教員自身に経費の負担が生じる可能性がある審判資格取得費用（研修費用）や、指導、運営の際に使用する消耗品等の購入経費につい

て、それぞれ令和七年度から助成等の支援を実施してまいります。

九ページを御覧ください。教育委員会、世田谷区スポーツ振興財団、学校における役割分担について、一〇ページにかけてそれぞれ記載をし、一一ページには体制図を記載しております。一二ページからは地域クラブ活動の基本的な実施内容ですが、実施機関は、スポーツ振興財団、総合型地域スポーツ・文化クラブによる実施を中心とし、また、実施に相当する団体があれば、教育委員会が適正を判断した上で、地域クラブ活動と認める等の在り方を検討してまいります。

また、指導に際しては、世田谷区の部活動支援員に対する研修に相当する研修を受けるものとし、特に生徒へのハラスメント防止等については、世田谷区立中学校における部活動の方針等に規定する世田谷区の基本的な考え方を踏まえるものとしていきます。

一四ページには、令和十年度までのロードマップを掲載しております。なお、スポーツ振興財団による部活動支援員のマッチング、部活動支援員への謝礼支払いデータ作成については、令和七年度より二十九校全てを対象に行ってまいります。

一五ページからは、課題を五点記載しています。課題一から五まで、地域クラブの拡大、マニュアル等の整備、教員の兼職兼業、受益者負担、部活動支援員の拡充について課題を挙げており、一四ページにあるとおり、引き続き検討をしてまいります。

かがみ文、一ページにお戻りください。3、今後のスケジュールに記載のとおり、三月に方針決定、公表を予定しております。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(18)世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画（案）について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画（案）について御報告いたします。

本件は、昨年十一月に基本計画策定委員会からの検討結果の提出につきまして御報告を申し上げましたが、その後、教育委員会におきまして検討を進めてきて、基本計画（案）を取りまとめたので、報告するものでございます。

策定委員会の実施状況及び基本計画（案）の構成につきましては、前回、御報告したとと変わってございません。

右肩二ページにお進みいただきまして、設置場所、所在地は世田谷区北沢四丁目三十二番二十号ということで、候補地としておりました北沢小学校設置場所において設置するというところで、本計画の決定をもって決めていくということにさせていただく案とさせていただきます。

5、概算経費でございますが、記載のとおり、改修に伴いまして四億円、備品購入、いわゆる初度調弁で一億七千万円、その他、給食関係やネットワークの構築で一億二千四百万円等、いわゆる初年度、令和七年度の準備の予算というところで七億円強というところ、令和八年度の概算経費、これは概算でございます。令和七年度のうち、令和八年四月にそろえなくてもいい、令和八年の学校が始まってから一部の教材を買いそろえるというところで二千万円、これは概算で送りました。そして、ランニングコストといたしましては、学校運営に必要な警備や人件費、区費の人件費等で一億五千万円を見込んでいらっしゃいます。こちらは、今後、詰めていくところでございます。

計画の中身のところで変更になっている、あるいは検討されているところにつきまして若干御説明を申し上げます。右肩一一ページまでお進みいただきまして、学校運営体制でございますが、こちらにつきましては東京都に配置を要請する教員、そして、区独自に採用する部分につきまして、学校運営の必要最低限の人数について記載をしております。多様な学び、特別な教育課程を進めていくということを前のほうで書いております。そうしたことに必要な体制がこれで全て十分かというところ若干検討していかなければいけない部分もございません。それらにつきましては、講師として入れていくのか、委託費を計上していくのかといったところをまだ詰め切れておりませんので、令和七年度中に詰めて、令和八年度予算に反映をさせていくという予定でございます。

続きまして、一二ページの学校名のところでございますが、既に地域の方々と、前回、計画策定委員会の報告を基に意見交換を始めました。世田谷区の校名は、基本的には地域の名前をつけておりますので、北沢中学校とダブらない中で、地域の名前を生かした、基本的な学校設置条例上の名前につきましては夏までに決めて、第二回の定例会で決めますので、九月の東京都への報告等に間に合わせるということで進めてまいります。つきましては、地域の皆さんと御相談しながら早々に決めていきたいと考えているところでございます。

少し進みまして、二〇ページに学校の配置を検討した内容について記載をしております。ちょっと見にくいのですけれども、二〇ページ左、体育館棟のところ、一階のところでございますが、教育相談室となっているところの下、きたつこというところの点線が一部屋広がっております。こちらは六月に地元の説明会をやったところ、きたつこの機能の中で、おでかけひろば等、乳幼児を対象とした活動の場所が欲しいという御意見をいただきましたので、一部屋、きたつこのほうに提供するという形で検討を進めてございます。そのことによりまして、乳幼児から中学生まで幅広い学年のお子さんがここに集う場に

なるというところがこの学校の新たな特色となっていくのではないかと考えているところでございます。また、図書室が右側、一階の真ん中のところがございます。ここは今まで職員室だったところなのですけれども、こちらは放課後、あるいは休日、土曜、日曜も含めて、地域の方が自習室として利用できる場所という形で地域利用に供していければというふうに考え、今、プランをつくっているところでございます。

そうした形を通して、先ほども申し上げましたが、この場所が、乳幼児、きたつこに集まる児童、ほっとスクールに来る子どもたち、そして中学生、いろいろな年代のお子様たちが交流するということでは、今までの各地で取り組まれております特例校の中でも例を見ない新しいスタイルの学校になるかというふうに考えているところでございます。

二ページにお戻りいただきまして、今後の予定でございます。三月にこの案を決定させていただき、その後、六月の第二回定例会におきまして学校設置条例を改正していくということ、そして、七月以降、改修工事を進め、その後、コミュニティスクールの届出なども進めながら施設の改修を終えて、荷物を入れて、四月に開校するという形の準備を着々と進めているところでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(19)世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和七～九年度）

（案）について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いしま

す。

○中塩屋支援教育課長 世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和七～九年度）（案）について御説明申し上げます。

一ページ目、1の主旨でございます。現在、令和四年三月に一部改定した世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づいて、区立小・中学校の特別支援学級の開設整備等を進めており、今年度は三年ごとの計画の見直しの年となります。これまでの就学相談件数の増加率等を踏まえ、特別支援学級の将来的な需要数を分析したところ、小・中学校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級については早急な整備が必要であることが明らかとなりました。教育振興基本計画に基づき、令和七年度から令和九年度に取り組む整備内容を反映させた計画に改定し、令和六年八月に素案を取りまとめたところですが、このたび、開設予定校を選定し、素案に反映させたものを案として御報告するものがございます。

なお、令和十年度以降の計画の改定については、令和六年度に策定予定のせたがやインクルーシブ教育ガイドラインに基づくインクルーシブ教育の推進に資する体制整備、学校の改築計画、児童・生徒数の推移を踏まえたものとしてまいります。

2の素案からの変更点、二ページ目の3、新たな整備計画について併せて御説明させていただきますので、二ページ目の3、新たな整備計画を御覧ください。このたび、令和八年度、令和九年度の開設予定校を選定し、決定済みの令和七年度の開設予定校と合わせ、令和七年度から令和九年度の三年間で小・中学校十五校に開設を予定しております。内訳ですが、小学校の知的障害学級については、令和七年度が瀬田と用賀、令和八年度が桜の三校。小学校の自閉症・情緒障害学級については、令和七年度が京西と玉川、令和八年度が喜多見、給田、中町、令和九年度が桜丘と千歳台の七校となります。中学校の知的

障害学級については、令和七年度が尾山台、令和八年度が瀬田、令和九年度が用賀の三校。中学校の自閉症・情緒障害学級については、令和七年度が玉川、令和八年度が桜丘の二校となっております。特別支援学級の少なかった玉川地域での開設予定が多いことと、可能な限り、小学校から中学校への進学が同一学区内にできるように開設予定校を選定したことが特徴となっております。なお、令和九年度に小学校の知的障害学級、中学校の自閉症・情緒障害学級の開設予定校はありませんが、高い需要が見込まれることや、別紙の案の一七ページの整備に関する基本的な考え方にある地域の学校で学ぶことを基本と見据えて、特別支援学級等を全校に設置することを将来的な目標とすることから、引き続き、学校と開設に向けた調整を重ねてまいります。

現在、御説明した内容について、小学校は別紙の案の一八ページ目から二三ページ、中学校は別紙の案の二五ページから三〇ページに反映しておりますので、後ほど御確認ください。

二ページ目、4、今後のスケジュールでございますが、今後、文教常任委員会に御報告をし、三月に計画の改定となります。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(20)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和七年二月の各課行事予定について御報告させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますけれども、二月十日に第三回教育委員会定例会、同じく二月二十六日に第四回教育委員会定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、(21)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、令和七年二月十日月曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十七分閉会